

TAKKEN

GIFU

宅建ぎふ
Vol.585
令和7年9月15日発行



おもな内容

令和7年度「宅地建物取引士資格試験」受付状況……………	2
6月新設住宅着工……………	2
全宅保証の「手付金等保管制度」・「手付金保証制度」 のお知らせ……………	3
Learn through Legal thinking 顧問弁護士 浦田益之……………	6
不動産取引判例集……………	7
協会の動き・支部だより・会員の異動……………	9



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

令和7年度「宅地建物取引士資格試験」受付状況 対前年度比2.6%減(岐阜県)

令和7年度の宅地建物取引士資格試験の受付が、令和7年7月1日から、郵送申込については7月15日まで、インターネット申込については7月31日までの間行われました。

同試験の実施機関である(一財)不動産適正取引推進機構による受付状況(速報値)では、岐阜県においては、受験申込者数が2,754名と前年度の申込者数2,827名より73名、対前年度比2.6%減少しました。(一般受験者2,437名、登録講習修了者317名)

受験申込者総数は、30万6,100名で、前年度の申込者総数30万1,336名より4,764名、対前年度比1.6%増加しました。申込者の内訳は、一般受験者が24万9,178名、登録講習修了者が5万6,922名でした。

令和7年度宅建試験受付状況(速報値)

	令和7年度			令和6年度			対前年度比		受付区分別	
	一般 申込者	講習 修了者	計	一般 申込者	講習 修了者	計	増減	増減率 (%)	ネット	郵送
岐阜県	2,437	317	2,754	2,470	357	2,827	△73	△2.6	2,566	188
全国	249,178	56,922	306,100	245,993	55,343	301,336	4,764	1.6	284,731	21,369

6月新設住宅着工

国土交通省がまとめた6月の新設住宅着工戸数は、持ち家が前年同月比16.4%減の1万6,030戸と3カ月連続の減少、貸家が同14.0%減の2万4,289戸と3カ月連続の減少、分譲住宅でも同17.9%減の1万5,075戸と3カ月連続の減少となったため、6月の新設住宅着工戸数全体では、同15.6%減の5万5,956戸と3カ月連続の減少となり、着工床面積でも、同16.6%減の431万7千㎡と3カ月連続の減少となりました。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同22.4%増の64万7千戸となり、3カ月ぶりの増加となりました。

持ち家では、民間資金分が同17.5%減の1万4,566戸と3カ月連続の減少、公的資金分でも同3.7%減の1,464戸と3カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

貸家では、公的資金分が同54.8%増の2,491戸と先月の減少から再び増加となった

ものの、民間資金分が同18.1%減の2万1,798戸と3カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

分譲住宅では、マンションが同27.9%減の5,945戸と3カ月連続の減少、戸建て住宅でも同10.9%減の8,921戸と3カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、貸家が24.8%増の196戸と3カ月ぶりの増加、分

譲住宅でも同10.8%増の113戸と5カ月ぶりの増加となったものの、持ち家が同22.1%減の318戸と2カ月連続の減少となったため、岐阜県全体では、同6.1%減の627戸と3カ月連続の減少となりました。

三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同12.9%減の3,359戸、貸家が同1.0%減の1万329戸、分譲住宅でも同22.9%減の6,922戸と全利用関係別で減少となったため、首都圏全体では同11.1%減の2万803戸となりました。

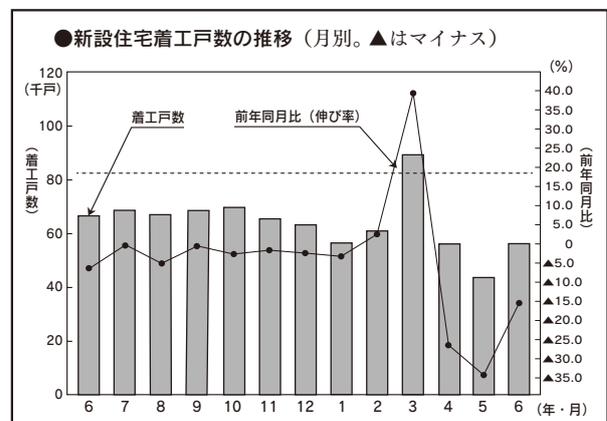
中部圏では、貸家が同5.2%増の2,587戸と増加となったものの、持ち家が同14.1%減の2,402戸、分譲住宅でも同10.3%減の1,691戸と減少となったため、中部圏全体では同6.4%減の6,697戸となりました。

近畿圏では、持ち家が同6.9%減の2,279戸、貸家が同9.2%減の4,099戸、分譲住宅でも同22.3%減の2,961戸と全利用関係別で減少となったため、近畿圏全体では同13.5%減

の9,381戸となりました。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの分譲住宅が同2.3%増の310戸と増加となったものの、持ち家が同2.4%減の2,289戸、貸家が同13.3%減の4,824戸と減少となったため、全体では、同9.6%減の7,486戸と3カ月連続の減少となりました。

2×4では、持ち家が同3.8%減の2,401戸、貸家が同4.1%減の4,804戸、分譲住宅でも同27.2%減の511戸と減少となったため、全体では、同5.7%減の7,756戸と3カ月連続の減少となりました。



[information] インフォメーション

全宅保証の「手付金等保管制度」のお知らせ

業者自らが売主となる宅地または建物の売買で、
次の場合は、手付金等の保全が義務付けられています。

1. 完成物件の場合の保全措置(業法第41条の2)

● 手付金等保管制度の対象となる取引は

宅地建物取引業法第41条の2に定められているように、宅建業者が自ら売主となり、買主である一般消費者に完成物件を売却する場合、買主への所有権移転登記、または買主が所有権の登記をするまでの間に、売主業者が受け取る金員の合計が、売買代金の10%または1,000万円を超えるときには、手付金等の保全措置を講じなければなりません。完成物件については、保証協会においても保全措置を講じることができます(未完成物件については、下記2.のとおり)。その制度が手付金等保管制度です。

● 手付金等保管制度は、以下のものを対象としています。

- ① 保証協会会員が売主となる宅地または建物の売買に関して受領する金員であること
- ② 申込証拠金、契約金、手付金、内金、中間金その他の名称を問わず、代金に充当するものとして受領する金員であること
- ③ 取引物件の引渡しおよび所有権移転登記前に受領する金員であること
- ④ 受領しようとする金員の合計額(すでに受領した金員があるときは、その額を加えた合計額)が、売買代金の10%または1,000万円を超える額であること

● 手付金等保管制度の仕組みは

手付金等は、この制度により保証協会が売主に代わって受け取り、物件の引渡しと所有権移転登記手続き(登記が必要な書類が売主から買主に交付された場合も含む)が済むまで保管します。

● 手付金等はどうなる

引渡しと所有権移転登記手続きが完了したら、売主は保証協会へ手付金等の返還請求をしていただくことになります。買主においては、万一の場合、売主の持つ寄託金返還請求権に質権が設定されていますので、その質権を実行することにより手付金等を取り戻すことができます。

● 保管料

保管料はかかりません。

● 申込方法

この手付金等保管制度を利用する場合は、岐阜本部より手付金等保管制度書式ファイルを取り寄せてください。

その他の手付金等保管制度に係わる詳細については、手付金等保管事業マニュアルに記載されています。同マニュアルは、岐阜本部にごさいますので、ご希望の方はご連絡ください。

● 業務フロー

- (1) 売主が岐阜本部から手付金等保管制度書式ファイルを取り寄せる
- (2) 売主、買主は、書式ファイルへの記入と各手続きを行う
- (3) 買主より保証協会へ手付金等を送金
- (4) 保証協会が買主に手付金保管証明書を発行
- (5) 物件の引渡しと所有権移転登記を行う
- (6) 買主から売主に手付金等返還請求に係る必要書類を渡す
- (7) 売主は保証協会へ手付金等の返還請求を行う
- (8) 保証協会から売主に手付金等を返還

2. 未完成物件の場合の保全措置(業法第41条) ※全宅保証未対応

宅地建物取引業法第41条に定められているように、宅建業者が自ら売主となり、買主である一般消費者に未完成物件を売却する場合、買主への所有権移転登記、または買主が所有権の登記をするまでの間に、売主業者が受け取る金員の合計が、売買代金の5%または1,000万円を超えるときには、手付金等の保全措置を講じなければなりません。

取扱機関は、銀行、信託会社、その他政令で定める金融機関、国土交通大臣が指定する者、または保険事業者となっています。

この制度の利用には、保証料、保険料が掛かります。

全宅保証の「手付金保証制度」のお知らせ

手付金保証制度は、宅地建物取引業法上義務付けられているものではなく、
全宅保証独自のシステムです。

1. 手付金保証制度の概要

手付金保証制度は、流通機構に登録している媒介物件に関して、売主が手付金を使い込んだり、担保権を抹消できなくなったなどの事故により、手付金が買主に返還できなくなったときに保証協会が保証する制度で、会員の営業戦略の一環として利用されており、任意的なものです。

保証の限度額は、手付金の元本のみで1,000万円または売買代金の20%に相当する額のうち、いずれか低い方の額を限度として取り扱われることになります。

この制度の利用には保証料はかかりません。

2. 申込方法

この手付金保証制度を利用する場合は、岐阜本部より申込書(手付金保証付証明書交付申請書・確約書)を取り寄せてください。申し込みに必要な書類が揃いましたら、岐阜本部に郵送または持参してください。

その他の手付金保証制度に係わる詳細については、手付金保証業務マニュアルに記載されています。同マニュアルは、岐阜本部にございますので、ご希望の方はご連絡ください。

3. 利用条件

利用できる物件の主な条件は、以下のとおりです。

- (1) 流通機構に登録されている媒介物件であること
- (2) 建物または660㎡以下の宅地(登記簿上の地目が宅地)であること
- (3) 物件に設定されている抵当権の額もしくは根抵当権の極度額またはその合計額が売買価格を上回っていないこと
- (4) 物件に所有権の移転を妨げる差押登記または仮差押登記が設定されていないこと
- (5) 全宅保証の会員業者が、客付けした取引であること
- (6) 売主、買主とも宅建業者およびその役員以外の者であること
- (7) 宅建業者が売主の代理となっていないこと
- (8) 売主と登記名義人および売主と抵当権等の債務者が同一であること。ただし、相続等により同一でない場合は、それを証する書類があること

4. 業務フロー

(1) 客付け会員は、売買契約の見込みが付いたら「手付金保証付証明書交付申請書・確約書」を岐阜本部より取り寄せ、売買契約締結後、次の書類を添えて申請します。

- ① 手付金保証付証明書交付申請書・確約書
- ② 売買契約書の写し
- ③ 手付金領収書の写し
- ④ 登記簿謄本の写し
- ⑤ 郵便切手(必要分)
- ⑥ その他地方本部が必要とする書類

(2) 保証協会において審査し、該当するものについては、買主に「手付金保証付証明書」を交付します。

【手付金等保管制度・手付金保証制度に関する問い合わせ先】

(公社)全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

TEL 058-275-1199

第28回 Learn through Legal thinking

善良な管理者の注意



顧問弁護士 浦田 益之

事例

A社は、Bの代理人と称するCから、本件不動産を買戻特約付きで買い受けた。

Xは、仲介業者Yを入れて、A社からこれを買戻特約のほか、建物に居住するDとの間で立ち退く旨の簡易裁判所による即決和解を成立させるとの約定の下で、売買代金を支払い所有権移転登記手続も了した。

ところが、A社B間の売買契約はBの子Cが無断で行ったものであり、Dも立退きに同意しておらず、即決和解も成立させることができなかった。

この結果は、Xは、Bから登記名義抹消請求の訴えを起こされ、本件不動産を入手できずに終わった。

そこで、Xは、仲介業者YとA社に対して損害賠償を求めて提訴した。

判断のポイント

1. 仲介業者Yには、先行のA社C間の売買について、BがCから代理権を授与されていたことを予め調査しておくべき義務があったか。
2. Yは、A社X間の売買に関して、取引に万全を期すべく、①即決和解を成立させることを提案した（但し、Dに会って立退きの意思確認はしていない）、②契約の締結には弁護士を立ち会わせる約束もしていた。

それでも、信義則上、善管注意義務違反を問われたりするのか。



賃貸人が、賃借人に賃貸借契約の終了に基づく賃貸建物の明渡しを、また、連帯保証人に連帯保証契約に基づく滞納賃料の支払いを求めたのに対し、賃借人からは解約の効果が発生していない、連帯保証人からは改正民法後の法定更新において極度額の合意がないので保証契約は無効と主張した事案において、解約申入れにより契約は終了した、また、更新のない連帯保証契約には改正民法は適用されないとして、賃貸人の請求がすべて認容された事例
(東京地裁 令和3年4月23日判決)

【事案の概要】

平成28年10月、賃貸人X(原告)は賃借人Y1(被告)との間で住宅賃貸借契約(本契約)を締結し、また、Y1の父親Y2(被告)との間で、Y1の本契約に基づく一切の債務を保証する連帯保証契約を締結した。

平成30年11月、本契約は、月額賃料9万円で、次の特約が付され更新された。

- ① Y1はXに対して1か月前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる(13条1項)。
- ② Y2の連帯保証債務については、本契約が合意更新あるいは法定更新された場合も同様とする(19条1項)。

その後、Y1は、令和元年10月から12月分の元年賃料のうち25万円の不払に陥ったためY2が支払い、さらに、令和2年6月分までの賃料不払い34万円についても、Y2が支払った。その後も、Y1は、令和2年11月分までの賃料36万円を滞納したため、本件建物の管理会社が、Y2に同額の支払いを催告したが、Yらから支払いはなかった。

なお、令和2年10月15日に、Y1からは、管理会社に、同年11月15日に退去する旨の連絡があり、Xは、本件賃貸借契約13条1項に定める解約通知として受け入れたが、Y1は、既に本件建物に居住していないものと思われるものの、Xと連絡がとれない状態のまま本件建物内に動産類を残置しており、令和2年11月15日までに本件建物から退去して本件建物を明け渡すべき義務を履行しなかった。

なお、令和2年11月13日、本契約は法定更新された。

管理会社が、Y1との連絡を試みても、一切の連絡をとることができず、また、同年11月19日に、Y2と連絡をとったが、これ以上の支払いはできない旨の回答があった。

Xは、Y1の解約申入れにより本契約は合意解除された、また、Y1との間の信頼関係は破壊されているとして、Y1に対し、建物の明渡しを、Y2に対し滞納賃料の支払いを求め提訴した。

これに対し、Y1は、解約申入れ後、管理会社から指示された手続きを行っていないので解約の効果が発生していない、Y2は、本契約の法定更新において極度額が定められなかったことにより、法定更新後の連帯保証契約は無効と主張した。

【判決の要旨】

裁判所は、次のとおり判示して、Xの請求をすべて認容した。

Y1が、令和2年10月15日、管理会社に対し、同年11月15日に退室する旨連絡したこと、本件賃貸借契約13条1項は、Y1は、Xに対し、1か月前までに解約の申入れを行うことにより、本

件賃貸借契約を解除することができる旨定めていること、管理会社の担当者が、Y1に対し解約明渡しの手順について説明したこと等の事実が認められ、これらの事実を踏まえると、Y1は、同年10月15日、Xに対し、本件賃貸借契約の解約の申入れをしたものというべきである。

Y1は、管理会社の担当者から指示された手続をその後に行っていないことを根拠として、解約の効果が発生していないと主張するが、同不作為は解約申入れの効果を妨げるものではないから、Y1の主張は、採用することができず、したがって、本件賃貸借契約は、令和2年11月15日の経過をもって解除されたものと認められる。

Y2は、本件連帯保証契約について、改正民法が適用されるとの前提で、改正日以降に発生したY1の債務について責任を負わないと主張するが、本件連帯保証契約は、改正民法の施行日（令和2年4月1日）より前に締結されたものであり、その後、本件賃貸借契約の更新に合わせて同保証契約が更新されることもなかったから、改正民法の適用がなく（平成29年法律第44号附則21条1項）、また、反対の趣旨をうかがわせるような特段の事情は認められないし、本件賃貸借契約の19条1項が、連帯保証債務について「本契約が合意更新あるいは法定更新された場合も同様とする。」と定めていることから、Y2において、各更新（平成30年11月4日付けの合意更新及び令和2年11月13日の法定更新）後の本件賃貸借契約から生ずるY1の債務についても保証の責めを負う趣旨で合意がされたものと解するのが相当であり、Y2の主張は、採用することができない。

【まとめ】

令和2年4月1日の改正民法施行により、極度額の定めのない個人根保証契約は、民法第465条の2（個人根保証契約の保証人の責任等）の規定により無効となったが、民法改正前に締結した連帯保証契約においては、同契約が、賃貸借契約の更新等に併せ更新されなければ、同条文の適用はなく、連帯保証人は、民法改正後の賃貸借契約更新以降に発生する賃借人の債務を保証することとなる。

本件は、この内容を反映した判決となっているが、判決の根拠として、賃貸借契約の更新に合わせて保証契約が、更新されることがなかったこととともに、賃貸借契約書の記載に、連帯保証債務について「本契約が合意更新あるいは法定更新された場合も同様とする。」と定めていることが挙げられている。

このような文書を賃貸借契約書に入れておくことは、極度額を定めることとなった民法改正後の連帯保証契約においても、賃貸借契約の更新が法定で更新された場合でも、連帯保証人は、賃借人の債務を保証する必要があることが一義的に定義されていることから、トラブル防止のために有効と考えられる。

（一財）不動産適正取引推進機構「RETIO」より抜粋

免許更新の手続きはお早めに!!

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。

免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますのでご注意ください。

協 会 の 動 き

8月15日

・宅建ぎふV o l . 5 8 4 発行

8月21日

・弁護士相談

8月25日

・第3回法定講習会

8月26日

・第3回試験事務説明会

8月29日

・東海不動産公正取引協議会広報委員会
名古屋市：林副会長出席

支 部 だ よ り

岐阜中支部

8月4日

巡回調査説明会

8月5日

巡回相談(岐阜市役所)

8月26日

巡回相談(岐阜市役所)

岐阜南支部

8月6日

巡回相談(各務原市役所)

8月20日

巡回相談(羽島市役所)

8月22日

第3回正副支部長会議

8月25日

入会審査会

8月26日

入会審査会

岐阜北支部

8月4日

入会審査会

8月19日

巡回相談(岐阜市役所)

西濃支部

8月8日

無料相談(関ヶ原町役場)

8月14日

養老町空き家相談会(上多
度プラザ)

8月22日

入会審査会

8月29日

入会審査会

中濃支部

8月1日

行政懇談会

8月5日

巡回相談(美濃市福祉会館)

8月19日

巡回相談(関市総合福祉会
館)

8月26日

巡回相談(美濃加茂市生涯
学習センター)**東濃支部**

8月19日

入会審査会

飛騨支部

8月6日

三役会

8月8日

第2回役員会

一 会 ・ 員 ・ の ・ 異 ・ 動 一

入会者(会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。)

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代表者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電話番号 FAX番号	事務所所在地	〒
---------------	--------	----------------	----------	---------------	--------	---

【岐阜中支部】

(1) 5374 7. 6. 26	(株) 敬 愛	福 田 哲 (服 部 章 志)		058-276-2896 058-275-0606	岐阜市藪田南1-7-22	500- 8384
----------------------	---------	--------------------	--	------------------------------	--------------	--------------

【岐阜南支部】

(1) 5385 7. 8. 6	(株)おへやナビゲーター	藤 本 政 広		058-200-6295	岐阜市加納富士町2-24-1 KUON101	500-8471
大(5)6857 6. 4. 20	タ マ ホ ー ム (株) 羽島店	玉 木 康 裕 (田 中 誉 人)		058-394-3370 058-391-0080	羽島市舟橋町235-1	501-6302

【東濃支部】

(1) 5376 7. 7. 2	ウ イ ノ ウ (同)	箕 浦 隼 斗		0572-56-8611 0572-56-8611	多治見市大針町655-119	507-0062
(1) 5381 7. 7. 29	(株) 日 央 地 所	滝 田 謙 介		0572-56-0288 0572-56-0289	多治見市白山町5-17-3 梅村ビル2F	507-0038

【飛騨支部】

(3) 4776 5. 11. 30	(株) ロ ビ ン ロビン不動産高山店	蜘蛛手 健 介 (足 立 智 彦)		0577-57-7260 0577-57-7270	高山市三福寺町251	506-0807
-----------------------	------------------------	----------------------	--	------------------------------	------------	----------

会員権承継

支 部	免許番号	商 号	代 表 者 (政令使用人)	専任取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	頁
中 濃	旧： (3) 4807 新： (1) 5378	旧：ランドワークス 新：(株)ランドワークス	塚 原 良 則		0575-24-8055 0575-23-5729	49
	事務所所在地	〒501-3911 関市肥田瀬1346-1				

退 会 者

支 部	商 号	代 表 者	事務所所在地	備考	頁
西 濃	(有) 翔 山 大垣店	佐 藤 志 万 子	大垣市中野町5-370-1-1	廃 止	37
西 濃	成 瀬 建 設 (株)	成 瀬 嘉 之	揖斐郡池田町片山1523-2	廃 業	46

変更事項 (8月)

支 部	商 号	変更事項	変 更 内 容		頁
			旧	新	
岐阜中	(株) ロ ビ ン	支 部	飛騨	岐阜中	—
		所 在 地	〒506-0807 高山市三福寺町251	〒500-8842 岐阜市金町8-1 フロンティア丸杉ビル5F	
		T E L	0577-57-7260	058-201-1147	
		F A X	0577-57-7270	058-201-1148	
西 濃	宇 野 開 発 (株)	代 表 者	宇野勝治	林直人	36
西 濃	矢 橋 林 業 (株)	代 表 者	矢橋龍宜	矢橋龍樹	39
西 濃	矢 橋 林 業 (株) 建設事業本部	代 表 者	矢橋龍宜	矢橋龍樹	42
東 濃	(有) ダ イ イ チ ホ ー ム	所 在 地	〒507-0052 多治見市光ヶ丘5-93-8	〒507-0051 多治見市西坂町5-119	62
飛 騨	(株) 洞 口 工 務 店	代 表 者	洞口良三	洞口貢	73

※ 頁の欄は、「令和6・7年度会員名簿」の掲載ページです。「—」表示は、名簿作成後の入会者・支部移転者等です。

「訃報」

謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りします。

支部	商号	代表者	逝去者	続柄	逝去年月日
岐阜南	五光不動産(株)	加藤 五男	加藤 五男	本人	令和7年8月23日
飛騨	中部産業(株)	的場 幸憲	的場たへこ	母	令和7年8月31日

お詫びと訂正

宅建ぎふNo584号(8月号)12ページ掲載の新規入会者の記載に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

入会者

【中濃支部】

(1) 5373 7. 6. 16	(株) T O K U D A	徳田 哲		0575-24-0421 0575-24-5969	関市中3-109-1	501-3256
----------------------	-----------------	------	--	------------------------------	------------	----------



入会者

【中濃支部】

(1) 5373 7. 6. 16	(株) T O K U D A	徳田 哲		0574-60-0370 0574-60-0380	可児市広見2-34	509-0214
----------------------	-----------------	------	--	------------------------------	-----------	----------

[不動産キャリア]サポート研修制度 取引実務の基礎を網羅

めざせ! 不動産 キャリアパーソン[®]

頑張るあなたを
応援します!

不動産取引の「実務」を基礎から学べる!
従業者教育のツールとしても最適!
宅建アソシエイトや宅建士への
ステップアップをめざすあなたにも!



資格登録証

不動産キャリアパーソン[®]とは

- ▶ 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座です。
- ▶ 宅建業従業者、経営者、宅建取引士、消費者問わず、不動産取引に関わるすべての方に最適です。ご自身の知識や実務の再確認として、さらに会社の従業者研修としても利用されています。

テキスト
+Webで
いつでも
学習

受講料 8,800円 (税込)

不動産キャリアパーソン で **検索**



公益社団法人

全国宅地建物取引業協会連合会

イメージキャラクター
佐藤まり江 さん





「ハトマーク」は、全宅連系ハトマークグループのシンボルマークです。
「ハトマーク」の2羽のハトは、「会員とお客さま」、赤色は「太陽」、緑色は「大地」、白色は「取引の公正」を表しています。

不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

【本部無料相談所】 来館による相談は事前に電話でご予約ください。

所在地 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館
電話番号 058-275-1551
実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:00～12:00 午後1:00～4:00
弁護士相談 事前に電話でご予約ください。
毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

【支部無料相談所】 事前に電話でご予約ください。

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉北山町3-3	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする
不動産の総合情報サイト

公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
<https://www.gifu-takken.or.jp>

令和7年8月31日現在
所属会員 1,122名

発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）
会長・本部長 山本 武久
（編集責任者）
情報提供委員長 瀬上 直樹